

令和 4 年 1 2 月 6 日
東京二十三区清掃一部事務組合

水銀混入ごみによる有明清掃工場2号炉の停止について

有明清掃工場において、2号焼却炉の排ガス中水銀濃度が、法規制値^{※1} ($50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) を超えたため、焼却炉を停止しました。^{※2}

なお、排ガス中の水銀濃度が法規制値 ($50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) を超えることがあっても、煙突から排出後は10万分の1以下となることから、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

区民、事業者の皆様におかれましては、適正なごみの出し方に従い排出されるようお願いいたします。

今後の見通しについては下記のとおりです。

記

1 停止日時 令和4年11月10日(木) 11時09分

2 経 緯

令和4年11月10日(木) 8時06分 排ガス水銀濃度上昇

11時00分 煙突入口水銀濃度 $51 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$

(1時間平均値)

11時09分 焼却炉停止操作開始

3 今後の見通し及び対応

このまま当初予定していた中間点検に入り、設備の汚染状況調査と清掃等の対策を実施します。

4 不適正ごみの搬入防止

プラント設備の機能などを脅かす不適正なごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化と23区との連携による対策を継続して講じています。

※1 大気汚染防止法では、一時的な超過による停止は求められていませんが、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場においては超過した場合、速やかな焼却炉の停止を徹底しています。

※2 有明清掃工場1号炉は、正常に焼却処理を行っています。